商品説明書　大牟田柳川信用金庫

令和8年4月1日現在

1. 商品名	・しんきんきゃっするカードローン

2. ご利用いただける方	次の条件をすべて満たされる方。 □当金庫営業区域内に居住または勤務(営業)している方 □年齢が20歳以上69歳以下で、安定した収入がある方 □専業主婦の場合は配偶者が満69歳以下で安定した収入のある方 （配偶者が年金受給のみ、パート、アルバイトは不可とします） □保証会社の保証が受けられる方
3. お使いみち	自由です。但し、事業性資金は除きます。
4. ご融資金額	□ご契約極度額 ○50万円～500万円（専業主婦の方は上限で50万円まで） □ご利用限度額 ○10万円～500万円（専業主婦の方は上限で50万円まで） ※保証会社は、ご契約者にかかる審査を行い、ご契約極度額を上限としてご契約者の信用状況に応じ保証可能額を改訂することができ、当金庫は、改訂後の保証可能額を上限として利用限度額を改訂させていただきます。(0円になることもあります。)
5. ご返済期間	□ご契約期間は5年とさせていただき、以降自動更新となります ※但し、新規貸越期限は満70歳の誕生日の属する月末までとします。
6. ご融資金利	□変動金利（保証料含）

契約極度額	ご融資金利（年）
50万円以下	14.60%
60万円以上100万円以下	14.60%
110万円以上200万円以下	12.90%
210万円以上300万円以下	10.70%
310万円以上400万円以下	8.40%
410万円以上500万円以下	6.70%

7. 担保・保証人	不要です
8. 保証会社	信金ギャランティ株式会社
9. ご返済方法	定額返済方式 □貸越が発生している場合、毎月の返済日（毎月10日）にあらかじめご指定されたご本人の預金口座より引落しさせていただきます。その際、当該約定日の前日の貸越元金残高に応じ、次に定める金額とさせていただきます

約定返済日の前日の貸越元金残高	損害金、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額
50万円以下	10，000円
50万円超100万円以下	20，000円
100万円超200万円以下	30，000円
200万円超300万円以下	40，000円
300万円超500万円以下	50，000円

・約定返済日の属する前日の貸越元金が0円であっても、前回約定返済日から約定返済日までに貸越がある場合、5万円を超えない範囲で貸越元利金等をご返済いただきます。
・貸越金利息および損害金と約定返済日の前日の貸越元金の合計額が上記に定める毎月の約定返済額に満たない場合には、その合計額を約定返済額とさせていただきます。
・新規貸越期限が到来したのちも貸越元利金等をご完済されるまで約定返済は継続させていただきます。

□預金口座振替による定額返済のほか、随時にご返済することも可能です
①ご返済日・ご返済金額は任意です。
②元金をご返済される場合は、ATMまたは窓口にて処理を行ってください。
③元利金をご完済される場合は窓口にて処理を行ってください。（ATMではできません。）
④随時返済があった月でも定額返済は行っていただくものとさせていただきます。

10. 必要書類	□運転免許証、健康保険証、パスポートなど本人と確認のできる書類（写）が必要です
11. 手数料等	ご契約時に印紙代200円が必要となります
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部（9時～17時、電話：0944-52-3358）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫法務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
○店頭で返済額の試算をさせていただきます。